

2019年11月28日

内部通報制度の設置について

一般財団法人出版文化産業振興財団
理事長 肥田美代子



関係各位におかれては、日ごろから当財団の業務遂行にご尽力いただき、有難うございます。今般、当財団では本年5月に成立した改正労働施策総合推進法の成立及び公益通報者保護法の趣旨等に鑑み、コンプライアンスの一層の推進を通じた当財団の健全な発展を目的として、内部通報制度を設置することとしました。

当財団の業務遂行に際し、当財団とその構成員が遵守すべき法令等に違反する行為があった場合は、この制度の利用をご検討ください。高度の専門性を有し、法律に基づく守秘義務を負った通報窓口が問題の解決に向け、親身になってサポートします。

記

1 名称

一般財団法人出版文化産業振興財団内部通報制度

2 設置日

2019年12月2日

3 通報窓口

弁護士 桶田大介 / シティライツ法律事務所

151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-52-5 原宿ニュースカイハイツアネックス 702

電子メール daisuke.okeda@citylights.law

電話 03-6432-9400 (平日午前10時~18時)

F A X 03-6432-9475

4 通報手続

通報者の都合により、電話、電子メール、FAX、書面又は面会、いずれかの方法により、「一般財団法人出版文化産業振興財団の内部通報制度を利用する」旨を添え、上記通報窓口にご連絡ください。

5 規則

別紙記載のとおり。

以上

(別紙)

一般財団法人出版文化産業振興財団

内部通報制度に関する規則

(制定 2019年12月2日)

第1章 総則

第1条 (目的)

本規程は、当財団の構成員等からの組織的又は個人的な不正行為に関する通報及びそれに関する相談を適切に処理するための仕組みを定めることにより、不正行為の未然防止、早期発見及び是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

第2章 通報処理体制

第2条 (責任者)

本規則の運用に関しては、理事長を責任者とする。

第3条 (構成員等の責務)

当財団の全ての役員及び構成員（契約社員・パート・アルバイトを含む。以下同じ）は、当財団内における不正行為を認知したときは、その是正に努めなければならない。

第4条 (通報窓口)

通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）は、理事長の文書による指定により定めるものとする。

第5条 (通報者)

通報窓口の利用者は、当財団の役員及び構成員又は役員及び構成員であった者、並びに当財団の取引事業者の役員及び社員等とする。

第6条 (通報対象行為)

通報窓口は、当財団の業務において法令違反行為、社内規則違反行為及び倫理綱領違反行為（本規程において「不正行為」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることについての通報を受け付ける。

第7条 (情報共有の範囲)

通報において通報窓口を担う第三者の知り得た情報は、当該通報者の事前の承諾がある場合に限り、理事長その他必要最小限度の範囲で共有することができる。

第8条（利益相反関係の排除）

通報処理業務に携わる者は、自らが関係する不正行為についての相談及び通報の処理に関与してはならない。

第3章 通報の処理

第9条（通報の方法）

通報窓口の利用方法は、電話、電子メール、FAX、書面及び面会とする。

第10条（通報受付における配慮）

通報窓口は、通報受付に際し、通報者の秘密に十分配慮しなければならない。

第11条（通報受領の通知）

通報窓口は、電子メール、FAX又は書面により通報がなされた場合、通報者に対し、速やかに、通報を受領した旨を通知する。

第12条（通報内容の検討）

通報窓口は、通報を受け付けた後、調査が必要であるか否かについて、公正、公平かつ誠実に検討し、通報者に対し、速やかに、今後の対応について通知する。

第13条（調査）

通報された事項に関する事実関係の調査は、通報窓口が行う。

2 理事長は、前項に基づく通報窓口の調査に関し、通報窓口の求めに応じ、合理的な限度で必要な支援を提供しなければならない。

第14条（調査における配慮）

調査担当者は、調査の実施に際し、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう調査の方法に十分に配慮しなければならない。

第15条（協力義務）

調査担当者は、各部署に対し、通報に係る事実関係の調査に際して協力を求めることができる。

2 各部署は、通報に係る事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査担当者に協力しなければならない。

第16条（進捗状況の通知）

通報窓口は、調査中、被通報者（不正行為を行い又は行うおそれがあると通報された者をいう。）や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、適宜、調査の進捗状況について通知するよう努める。

第17条（調査結果）

通報窓口は、調査担当者の調査の結果を踏まえ、調査結果を、可及的速やかにとりまとめ、通報者に対し、その結果を通知する。

第18条（是正措置）

当財団は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

第19条（処分）

当財団は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って、処分を課すこととする。ただし、通報者又は調査に協力した者が自ら不正行為に関与していた場合、その者に対する処分については減免することができる。

第20条（是正結果の通知）

当財団は、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対して遅滞なく、是正結果を通知しなければならない。

第21条（フォローアップ）

通報窓口は、通報処理終了後も、通報者に対して通報を理由とした不利益取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われたりしていないかを確認するなど、通報者保護に係る十分なフォローアップを行う。

第4章 関係者の責務

第22条（通報者の保護）

何人も、通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 当財団は、通報者が通報したことを理由として、通報者に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すこととする。

3 当財団は、通報者が通報したことを理由として通報者の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じなければならない。

第23条（通報者等の秘密及び個人情報等の保護）

当財団及び通報処理業務に携わる者は、通報者の承諾その他の正当な理由がない限り、通報者の秘密又は個人情報その他の相談・通報において知り得た情報を漏らしてはならない。

- 2 当財団通報処理業務に携わる者は、通報者の承諾その他の正当な理由がない限り、通報者等の秘密又は個人情報その他の相談・通報において知り得た情報を目的外に利用してはならない。
- 3 当財団は、正当な理由なく前二項の規則に違反した者に対し、就業規則に従って処分を課すこととする。

第24条（相談又は通報を受けた者の責務）

不正行為に関する相談通報を受けた者は、通報処理業務に携わる者でない場合であっても、本規程に準じて通報者の秘密を保護するなどして適正に対応するよう努めなければならない。

第5章 附則

第25条（改廃等）

本規程の改廃については、理事長が決定する。

第26条（仕組みの周知等）

相談窓口は、通報処理の仕組み及びコンプライアンス（法令遵守）の重要性について、当財団の役員、構成員、取引事業者等に対し、十分に周知することとする。

第27条（見直し）

当財団は、本規則に基づく是正措置及び再発防止策が十分に機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、本規則による通報処理の仕組みを改善することとする。

第28条（施行）

本規則は2019年12月2日より施行する。

以上